

介護予防支援の指定対象拡大に伴う対応について

1 介護予防支援の指定対象の拡大について

<改正法の内容>

令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会において、「地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるにあたり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保したうえで、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。」との意見が取りまとめられた。

介護保険部会の意見を踏まえ、令和5年改正法において、介護予防支援の指定対象に指定居宅介護支援事業者を追加するとともに、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容に介護予防サービス計画の検証を追加し、必要と認める場合は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができることとなった。（R5.7.31全国介護保険担当課長会議資料より抜粋）

2 居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を行う場合

<役割>

(1) 市

介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。【介護保険法第115条の30の2第1項】

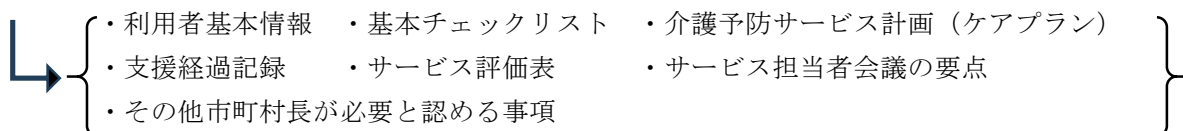
(2) 地域包括支援センター（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証（中略）を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業【介護保険法第115条の45第2項】

(3) 指定居宅介護支援事業者

◆ 指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。【介護保険法第115条30の2第2項】

◆ 厚生労働省令で定める事項に関する情報を提供する。【介護保険法施行規則第140条の38の2】



<報酬>

介護予防支援費（Ⅰ）442単位 …… 地域包括支援センター（居宅へ委託可能）

介護予防支援費（Ⅱ）472単位※ …… 指定居宅介護支援事業者

※ 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価。

3 「一定の関与」の具体的な取り扱い

(1) 利用者基本情報及び介護予防サービス計画書等の提出

➤ 居宅介護支援事業所は担当している被保険者の利用者基本情報及び介護予防サービス計画書等を被保険者が居住する地域を担当する地域包括支援センターへ提出する。

※ 情報は市と共有する。

(2) 介護予防サービス計画書の内容確認・修正等

➤ 地域包括支援センターは、要支援者の自立に資するプラン作成に適っているか内容確認又は助言を行う。

※ 介護予防サービス計画の検証のため必要があるときは、地域包括支援センターから情報提供を求める。

(3) 研修会・事例検討会等への参加

- 居宅介護支援事業所は地域包括支援センターが開催する予防プランの質的向上を目的とした研修会等に参加する。

※ その他、地域包括支援センターは介護予防支援の質的向上のため、地域ケア会議や事例検討会へ事例として提出する。

4 鳥取市における検証の方法

(1) 確認の時期・方法

- ① 居宅介護支援事業所は**介護予防サービス計画の新規作成時及び更新時**に資料（下記に記載）を地域包括支援センターに提出する。地域包括支援センターはこれを確認し必要に応じて助言を行う。
- ② 地域ケア会議、事例検討会の活用（地域包括支援センターが必要と判断した時）。

(2) 確認の実施者

- 利用者が居住する地域を担当する地域包括支援センター

※ 地域包括支援センターは介護予防サービス計画書等を確認し、アドバイス等すべき事項がある場合は2週間以内に居宅介護支援事業所に対して連絡を行う（サービス水準の確保）。

(3) 提出する資料 ※写し又はデータでの提供

- 担当学会後1か月以内に**確定した**介護予防サービス計画書等を提出。

【必須】	○利用者基本情報 ○基本チェックリスト ○介護予防サービス計画書 ○サービス評価表 ○主治医等の意見が確認できる書類（医療系サービス）
【任意】	○支援経過記録 ○サービス担当学会の要点 （地域包括支援センターからの求めに応じて提出）

(4) 確認内容

- 利用者基本情報・基本チェックリスト

- ◆ 介護予防につながるような内容の確認
- ◆ 疾病等で留意が必要な場合、介護予防サービス計画への反映の有無

- 介護予防サービス計画書

<確認する視点（参考）>
要支援者の状態像が落とし込まれているか。またその背景原因等が押さえられているか
解決すべき課題が明確にされ、それに沿う目標設定が本人の意向を反映しているか
目標を達成できそうなプラン内容になっているか
目標に向けて適切なアプローチが提供される内容か （事業、サービス、地域資源やインフォーマルサービスの活用等がなされているか）
自立を阻害するような過剰な支援になっていないか

(5) 留意点

- 居宅介護支援事業所と直接契約を交わした利用者においては、地域包括支援センターはこれまでの介護予防支援業務の一部委託ではなく、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業としての関わりとなる。地域包括支援センターは居宅介護支援事業所においてケアプランを作成した高齢者の状況を整理して、把握する。[情報の集約]
- 介護予防ケアマネジメントの結果、予防給付の利用がなくなり総合事業のみの利用となった場合は、第1号介護予防支援事業の対象者となるため地域包括支援センターが介護予防支援業務を行うことになる。また、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合は、地域包括支援センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要があることから、当該利用者の希望に応じた円滑な移行ができるよう当該居宅介護支援事業所と連携を図る。